

平成16年（行ウ）第20号 ハッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

準 備 書 面 (2)

平成17年3月29日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴



上記復代理人弁護士

堀 内



被告茨城県知事指定代理人

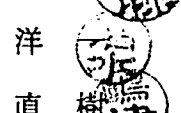
吉 添



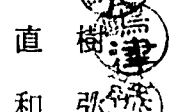
伊 藤



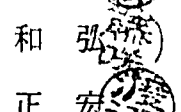
清 水



嶋 津



藤 咲



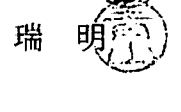
渡 辺



大 江



青 山

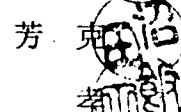


被告茨城県公営企業管理者指定代理人

長谷川



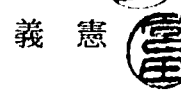
沼 田



飯 田



宮 田



答弁書の「第2 請求の原因に対する答弁」について、以下のとおり補充する。

第2 請求の原因に対する答弁

1 1の(1), (2)及び(3)について

認める。

2 2の(1)について

まず、「利根川治水計画(利根川改修設計計画)」は「利根川改修改訂計画」が、「烏川」は「烏川」が、「5月」は「4月」が正しい。

また、「1947年9月14日のカスリン台風により、利根川が氾濫」とあるのは「カスリン台風の接近により関東地方では昭和22年(1947年)9月13日から15日にかけて雨が降り、16日未明、利根川本川右岸埼玉県東村(現:大利根町)新川通地先で堤防が破堤し、氾濫は埼玉県下のみならず、東京都葛飾区・江戸川区まで達した」とするのが、「上流ダム群によって3,000 m³/秒の水量を調節することにより烏川(烏川が正しい。)と利根川本川の合流点から栗橋までの間の計画高水流量を14,000 m³/秒とする方針が打ち出された」とあるのは「利根川の本川又は利根川に合流する支川に堰堤を造築する等により洪水調節をし、烏川合流後における最大流量を毎秒3,000立方メートルだけ減少させ、烏川合流点より渡良瀬川合流点を経て江戸川分派点までの最大流量を毎秒14,000立方メートルとすることとされた」とするのが正確である。

なお、昭和27年(1952年)4月(5月ではない。)に建設省(現国土交通省)はダムの候補地の一つとして、利根川の支流吾妻川川原湯付近を選定し、予備調査を開始したとあるが、川原湯は吾妻郡長野原町にある地名であり、予備調査が行われたのは現在の吾妻郡吾妻町付近で

ある。

3 2の(2)について

「草津温泉，万座温泉，白根火山，硫黄鉱山採掘跡地から流出する水」とあるのは「主に草津白根山の火山活動に起因する強酸性の温泉水及び硫黄抗廃水や鉱滓堆積場からの廃水」とするのが、「ダム の 堤 体 等 を 損 傷 する こと が 判 明 し た た め ， 計 画 は 一 時 中 断 し た 」 と あ る の は 「 吾 妻 川 の 強 酸 性 水 は コ ン ク リ ー ト を 浸 蝕 す る た め ， ダ ム 建 設 に は 問 題 が あ る と 判 断 さ れ ， 水 質 改 善 の 見 通 し が 得 ら れ る ま で 予 備 調 査 は 一 時 中 断 し た 」 と する の が ， 「 上 流 に 水 の 強 酸 性 を 中 和 す る 工 場 が 建 設 さ れ ， こ れ が 6 4 年 稼 働 す る に 至 っ て 」 と あ る の は 「 昭 和 3 8 年 (1 9 6 3 年) 1 1 月 ， 吾 妻 川 に 合 流 す る 白 砂 川 の 支 川 湯 川 に 草 津 中 和 工 場 が 完 成 し ， さ ら に ， 昭 和 4 0 年 (1 9 6 5 年) 1 2 月 ， 酸 性 河 川 に 投 入 さ れ た 石 灰 乳 液 に よ り 生 じ る 中 和 生 成 物 を 生 成 ・ 沈 殿 す る た め の 品 木 ダ ム が 完 成 し た こ と に 伴 い ， 中 和 事 業 が 本 格 稼 働 す る に 至 っ て 」 と する の が 正 確 で あ る 。

4 2の(3)について

おおむね認める。

なお，反対期成同盟は昭和40年(65年)11月に結成されているようである。

5 2の(4)について

認める。

ただし，「92年から99年にかけて用地補償の基礎となる調査が行なわれ」は，「平成4年(92年)9月に長野原町内で用地補償調査を開始し，平成11年(99年)6月には八ッ場ダム水没関係五地区連合補償交渉委員会が設置され」が正しい。

6 2の(5)について

昭和61年に告示された「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」(昭和61年建設省告示第1284号。乙11号証)において、建設に要する費用の概算額が約2110億円、完成予定時期が昭和75年度とされていたこと、その後、平成16年9月28日に告示された第2回計画変更(国土交通省告示第1164号。乙13号証)において、建設に要する費用の概算額が約4600億円に変更され(完成予定時期が平成22年度に変更されたのは、平成13年9月27日告示の第1回計画変更のときである。)たことは認め、その余は否認ないし争う。

昭和61年の当初計画の完成予定時期が変更されたのは、平成15年(2003年)11月に発表された変更案ではなく、平成13年9月27日に告示された第1回計画変更(平成13年国土交通省告示第1475号。乙12号証)においてであり、この計画変更における完成予定時期は平成22年度とされた。

また、上記した平成16年の第2回計画変更において、本県については、ダム建設に要する費用の負担割合に変更がないため負担額は事業費に比例して増額されることとなるが、他県等においては、事業の目的に「吾妻川における流水の正常な機能の維持」が追加されたことやダム使用权の設定予定者の参画量に変更されて利水者の負担率が見直されたことから、それらの負担額は事業費に比例して増額されてはいない。

さらに、上記の第2回計画変更に当たって、平成15年11月11日付けで、国土交通大臣から意見を求められた茨城県知事は、本県にとって八ッ場ダムが治水上及び利水上必要な施設であることから、特定多目的ダム法4条4項の規定に基づき、同大臣に対して当該基本計画の変更について同意する旨の意見を述べる趣旨の議案を県議会に提出し、同議会が平成16年3月15日に原案どおり可決したのを受けて、同知事は、同年3月18日付けで国土交通大臣に対し「異議ない」旨の回答をしている。

7 2の(6)について

主張の趣旨を争う。

ハッ場ダムは、本県にとって治水上、利水上必要な施設であり、ハッ場ダムの建設について、河川法、特定多目的ダム法及び水源地域対策特別措置法等に基づき、予め定められた手続により直轄工事負担金及び利水者負担金等を支出することは、何ら地方財政法に違反するものではない。

8 3の(1)について

(1) アについて

認める。

ただし、「131 m」は「131.0 m」が、「総貯水容量」は「総貯留量」が、「有効貯水容量」は「有効貯留量」が、「集水面積」は「流域面積」が正確である。

(2) イについて

(前段)

「建設事業費」は「建設に要する費用の概算額」が、「約1,520億円」は「約1517億円」が正しいという留保を付して、認める。

(後段)

水源地域対策特別措置法に基づく事業に要する費用の概算額として約997億円が見込まれることは認めるが、その余は否認する。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に係る事業に要する費用の総額については関係都県において協議中である。したがって、茨城県ほか関係地方公共団体が負担する額や起債の額については確定していない。

(3) ウについて

認める。

ただし、開発される「水利権は毎秒22.200 m³」とあるのは「水利権水量は最大で毎秒22.209立方メートル」が、茨城県の水道用水のための「(1日約9.4万 m³)」とあるのは「(1日約9.42万立方メートル)」が正しい。

(4) エについて

認める。

ただし、「洪水調節量」は「洪水調節容量」が、「総貯水量」は「総貯留量」が、「有効貯水量」は「有効貯留量」が正確であり、また、「洪水期(6月～9月)の水道用水等貯留量」とあるのは「洪水期利水容量(洪水期7月1日から10月5日)」とするのが正しい。

(5) オについて

以下の留保を付して、おおむね認める。

昭和55年12月に改定された利根川水系工事実施基本計画(乙3号証)は、昭和24年に決定された利根川改修改訂計画をもとに昭和40年に策定された利根川水系工事実施基本計画(乙2号証)を改定したものであり、従前の計画は、昭和24年のものではなく、昭和40年に策定の利根川水系工事実施基本計画とするのが正しい。

なお、「基本高水流量」は「基本高水のピーク流量」が正しく、また、「ダムによって調整すべき量」は「上流のダム群で調節する量」が正確である。

(6) カについて

認める。

9 3の(2)について

(1) アについて

認める。

(2) イについて

否認する。

平成16年9月28日に告示された第2回計画変更に係る「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」(乙13号証)において、建設に要する費用の概算額が約4600億円とされているが、このうち、ダム使用权設定予定者としての茨城県は、国庫補助金を除き約91億円を利水者負担金として負担することが予定されている。そして、当該負担金は、茨城県企業局長(茨城県公営企業管理者)の所管する特別会計である水道事業会計から、国の治水特別会計へ支出される。

上記負担予定の利水者負担金約91億円のうち、平成16年9月9日までに支出した額は36億7045万3000円(国庫補助金を除く。)であり、そのうち、平成15年9月10日から平成16年9月9日の1年間に水道事業会計から支出した額は、3億6278万3000円である。なお、この額のうち1億8700万円は、茨城県知事の所管する一般会計から水道事業会計に繰り入れられた出資金が原資となっている。

(3) ウについて

法律の規定として認める。

なお、特定多目的ダム法12条は既に納付した負担金が還付されることを定めた規定であるが、同法施行令14条の2の規定により、ダム使用权の設定予定者の事業からの撤退により、事業が縮小され又は基本計画が廃止された場合には、納付済みの負担金の全額又は一部は還付されない。

10 3の(3)について

(1) アについて

認める。

(2) イについて

否認する。

茨城県の負担する治水負担金は確定していないが、平成15年度までに茨城県が支出した額と平成16年度以降支出が見込まれる額とを合計した額は約126億円である。当該負担金は、茨城県知事の所管する一般会計から国の治水特別会計へ支出される。

上記負担予定の治水負担金約126億円のうち、平成16年9月9日までに支出した額は48億1840万7834円であり、そのうち、平成15年9月10日から平成16(2004)年9月9日までの1年間に一般会計から支出した額は、5億5358万5570円である。

11 3の(4)について

(1) アについて

認める。

(2) イについて

認める。

ただし、「対象ダム」は「指定ダム」が正しい。

(3) ウについて

平成8年2月22日付けで締結された「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」に基づき、茨城県の負担が予定されている負担金の総額は、約26億円であることは認め

るが、その余は否認する。

上記約26億円は水道事業会計から支出されるものである。また、このうち平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に支出した額は6915万3000円であり、すべて水道事業会計から支出されている。

12 3の(5)について

(1) アについて

認める。

ただし、「基本基金10億円」は「基本基金10億6万4000円」が、「1都5県」は「1都5県及び国」が正しい。

(2) イについて

認める。

(3) ウについて

否認する。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に係る事業に要する費用の総額については関係都県において協議中であり、茨城県ほか関係地方公共団体が負担する額については確定していない。

なお、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に支出した額は1541万1254円であり、すべて水道事業会計から支出されている。

13 3の(6)について

争う。

14 4の(1)(アないしエ)について

エの本件の各負担金の支出につき地方財政法4条の規制を受けるとの主張を

争い、その余は認める。

なお、イで引用する地方自治法第138条の1は138条の2が正しい。

15 4の(2)について

(1) アについて

認める。

(2) イについて

争う。

なお、本件のダム使用権設定の申請は、ダム使用権設定という処分を受ける権限を有する地方公共団体（茨城県）の長である茨城県知事が、茨城県を代表して行っている。

(3) ウについて

主張の趣旨を争う。

16 4の(3)について

(1) アについて

認める。

(2) イ及びウについて

否認ないし争う。答弁書の本案前の答弁の理由（第2の1）のとおりである。

17 5の(1)について

(1) アについて

争う。

本県の水道普及率は平成14年度の全国平均水道普及率96.8パー

セントと比較して88.0パーセントと著しく低いため、今後の普及率アップによる水需要の増加が見込まれること、地下水汚染による水道用水への転換による水需要の増加が見込まれることなどから、本県において「平成27年（2015年）以降は、更に水需要の減少は加速される」などとは言えない。

(2) イについて

否認ないし争う。

茨城県の上水道の給水実績については、平成2年度を基準として、平成14年度は1日最大給水量が約20パーセント増加している。また、1日最大給水量はその年の気候によって左右されるなど、年によって変動はあるものの確実に上昇を示していることから、「近年は頭打ちの傾向になってきている」とか、「給水量が横這いに近い傾向になってきた」などと言えるものではない。

また、茨城県企業局の工業用水道の給水実績についても、平成2年度を基準として、平成14年度は年間の給水量が約16パーセント増加しており、「給水実績も、近年は頭打ちの傾向を示す」とは言えない。

平成14年度における茨城県の1日最大給水量の実績は、上水道で約102万6000立方メートル、茨城県企業局の工業用水道で約68万4000立方メートルであるが、工業用水を受水している事業所等では、将来の水需要を見込んで茨城県企業局と必要な水量を確保する契約を締結しており、平成14年度時点におけるこの契約水量は日量107万6000立方メートルである。このため、茨城県企業局は、この契約水量に相当する水源を確保して、いつでも契約水量を供給することができるようにする義務があり、県民生活の基盤である上水道を含め、原告らの主張するように単に目前の給水実績をもって水需給を論ずることは適切でない。

(3) ウについて

原告らの主張する水利権の水量については、水量算定の基礎となる水源、給水量換算等の根拠が明らかではないため、認否の限りではなく、その余は否認しないし争う。

本県は、平成13年度に策定した「水のマスタープラン（新・茨城県長期水需給計画）」及び「水道整備基本構想21」に基づき、平成32年を目標として長期的かつ安定的な水資源の確保に努めることとしている。また、ダムなどの水資源開発施設の建設は長期間を必要とし、一朝一夕にできるものではないことから、将来を見据えて水資源開発施設に参画しているものである。現時点の水利用実績をもって水資源開発施設への参画を評価することは、適切でない。

平成13年度に策定した上記「水のマスタープラン」では、県内を利根水系、那珂水系、久慈水系及び多賀水系の4つの水系に区分し、それぞれの水系ごとに水道用水、工業用水、農業用水別に、平成32年の水需給を推計している。この中で、県全体の都市用水の需要量（取水量ベース）は、水道用水で毎秒20.31立方メートル（取水量ベースで日量換算して日量175万5000立方メートル）、工業用水で毎秒21.485立方メートル（同185万6000立方メートル）、合計毎秒41.795立方メートル（同361万1000立方メートル）になると見込んでいる。一方、この都市用水の水源（取水量ベース）として、霞ヶ浦開発事業、霞ヶ浦導水事業、小山ダム・藤井川ダム等の県内の水資源開発施設、渡良瀬遊水池・八ツ場ダム・湯西川ダム等の県外の水資源開発施設、河川の自流水（ダム等の流量調節を行う工作物を要しない河川の自然流量による取水）及び地下水を見込んでおり、合計毎秒43.439立方メートル（同375万2000立方メートル）となっている。

なお、供給が需要を上回る毎秒1.644立方メートル（同14万1000立方メートル）の水量については、本県の将来を考え、現段階では予測し得ない新たな政策課題に速やかに対応するための政策水量として確保することとした。

その後、茨城県長期総合計画の改訂（平成12年12月改訂）による人口フレーム等の見直し等を踏まえ、霞ヶ浦導水事業の参画水量を毎秒3.5立方メートル（同302,000立方メートル）削減し（前述した「水のマスタープラン」は、霞ヶ浦導水事業の計画変更により本県参画水量の削減を織り込んで策定したものである。）、大谷原川ダムの中止による参画水量を毎秒0.009立方メートル（同800立方メートル）削減し、平成13年12月の県南地域及び県西地域の市町村長からの広域的水道整備計画の策定の要請を受け、県で同地域の水需要を調査した結果、湯西川ダムの参画水量を毎秒1.202立方メートル（同10万4000立方メートル）削減し、平成16年時点における平成32年の県全体の都市用水の水源は、毎秒42.228立方メートル（同364万8000立方メートル）となっている。また、需要量予測については、毎秒40.569立方メートル（同350万5000立方メートル）となっている。

このように、本県は、「水のマスタープラン」等に基づき、長期的な視点から水需要に応じて県内外のダム等に水源を求めてきたところであり、このような水源の分散化は、渇水や震災等の不測の事態にも対応できるもので、いわゆる危機管理にもつながるものである。

原告らの問題としている平成14年時点における本県の確保した上水道事業及び工業用水道事業の水源（既に水資源開発施設が完成した水源、地下水及び自流水をいう。）は、上記水源のうち毎秒28.784立方メートル（同248万7000立方メートル）であり、水道用水として毎秒13.061立方メートル（同112万8000立方メートル）、工業用水として毎秒15.723立方メートル（同135万9000立方メートル）である。その水源内訳は、霞ヶ浦開発事業で毎秒19.1立方メートル（同165万立方メートル）、その他（県内ダム、県外の水資源開発施設及び自流水）で6.441立方メートル（同55万7000立方メートル）、地下水で毎秒3.243立方メートル（同28万立方メートル）である。

なお、県南地域及び県西地域は利根川水系に属し、同地域における水源としては、平成14年時点の確保水源に加え、建設中の八ッ場ダム等の水源が必要不可欠であり、後述するとおり、現にその完成を前提にした暫定豊水水利権により利根川から取水し、県南及び県西地域の住民のために水道用水を供給している。

(4) エについて

否認ないし争う。

茨城県長期総合計画（乙18号証）においては、将来人口をつくばエクスプレス関連等の新たな開発による人口増を見込んで想定しているが、国立社会保障・人口問題研究所の推計は、新たな開発に伴う人口増を見込んでいないことから、同研究所の推計をベースに給水量を算出することは適当ではない。

また、本県の1日最大給水量は平成14年度実績で1人当たり407リットルであり、全国の1人当たり443リットルに比べ低いこと、昨今の地下水汚染の顕在化などにより、併用井戸等から水道への転換に伴う使用水量の増加が見込まれること、さらには、トイレの水洗化率は平成13年度実績で本県は81.8パーセントであるが、東京都は99.1パーセントであり、本県の水洗化率が上限値に近づいているとは言えないことなどから、「1人1日最大給水量は漸減傾向になることが予想される」などと言えるものではない。

さらに、茨城県企業局の工業用水道の給水実績についても、平成2年度を基準として増加傾向が見てとれること、前述したように平成14年度までの間に年間給水量は約16パーセント増加していることから、「県営工業用水道の方は1日最大給水量が頭打ちになってきている」とまでは言えない。

(5) オについて

否認ないし争う。

前述のとおり、本県は「水のマスタープラン」等に基づく長期的な水需要予測のもとに、安定的な水源を確保することとしており、八ッ場ダムは、人口や産業の集積が著しい県南・県西地域において、安定的に水道用水を供給するために必要不可欠な水源である。

また、八ッ場ダムについては、既にその完成を前提にして、暫定豊水水利権（ダム事業の完成を前提に、河川の流量が基準渇水流量等を超える場合に限り取水できるという条件を付された水利権であり、水源が安定的に確保されていないが、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請される場合に暫定的に許可されるもの）により、毎秒0.516立方メートルを利根川から取水し、守谷市など12市町村（平成17年度3月末見込み）の県南・県西地域住民のために水道用水を供給していることから、八ッ場ダムが本県にとって必要な水源であることは明白である。

およそ、水源の確保の問題は、県内の総水源の量と給水需要の量を対比すればそれで足りるというものではなく、渇水時等の危機管理のための水源の分散化、水需要の発生状況に応じた取水・浄水施設等の効率的な施設整備を行うための水源の選定・確保及び将来の水需要の動向を総合的に判断し、対応していく必要があるものである。

なお、平成14年度末時点の確保水源は、前述のとおり取水量で日量248万7000立方メートル（毎秒28.784立方メートル）であり、他方で、上水道はその1日最大給水量が103万立方メートルで、工業用水はその1日最大給水量が約68万4000立方メートルであるが、工業用水の契約水量は107万6000立方メートルとなっており、1日最大給水量と確保水源を単純に比較しても意味があるものではない。

また、将来は、つくばエクスプレス関連等の新たな開発による人口増や、水道普及率アップによる水道用水の需要の増加、企業立地等による都市用水の需

要の増加も想定されるのであって、平成14年度実績値がそのまま将来の水需要となるものでなく、「50万 m³/日程度の「水余り」の状態になる」との原告らの主張は、県内の総水源の量と給水需要の量を単純に比較した上で、将来の水需要推計に対して一方的な見解を述べたに過ぎない。

(6) カについて

「水のマスタープラン（新・茨城県長期水需給計画）」における平成32年（2020年）の都市用水（水道用水、工業用水）の水需要予測及び平成14年の都市用水の実績値については認めるが、その余は否認ないし争う。

平成13年度に策定した上記「水のマスタープラン（新・茨城県長期水需給計画）」では、水道用水、工業用水及び農業用水のそれぞれの専門家により構成される「水のマスタープラン策定検討委員会」における検討結果を踏まえ、平成32年を目標とする長期的な水需要を推計したものである（この中では、今後の水道普及率の向上、併用井戸からの転換を見込んでいる。）。茨城県の予測は水需要の実績を全く無視した、架空の予測であるなどという原告らの主張は、到底認められるものではない。

(7) キについて

主張の趣旨を争う。なお、原告らの挙げる数値については、具体的な根拠が不明であるため、認否の限りではない。

「長期水需給計画」（昭和53年）、「全国総合水資源計画（ウォータープラン2000）」（昭和62年）及び「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」（平成11年）は、国土庁（現国土交通省）が全国ベースの長期的な水需給の見通しを示すとともに、水資源の開発、保全及び利用に関する基本的方向を明らかにするために策定したものである。

原告らの主張は、前述したように全国的かつ長期的な将来の水需要の推計に対して現時点での実績値を用いて一つの意見を述べたものに過ぎない。水資源

の確保については、各地域ごとに水資源の開発、保全及び利用に関する長期的な水需要の見通しを行うとともに、異常渇水や長雨等の気象条件等を考慮した中長期的な河川流況への影響などへの対応も必要であり、さらに、今後の社会状況の変化についても不確定であることから、原告らが主張するように、単純に全国ベースのここ数年の実績値をもって長期的な水需要を評価すべきものではない。

(8) クについて

否認ないし争う。

利根川水系の既存ダムにおいては、それぞれの利水者がそれぞれの水需要に基づき参画しているものであり、八ッ場ダムにおいても、それぞれの利水者がそれぞれの水需要に基づき参画するものである。したがって、八ッ場ダムの利水量と既存ダムの夏期利水容量を比較して渇水対策の評価をしても、無意味である。

(9) ケについて

否認ないし争う。

八ッ場ダム建設事業の事業主体である国土交通省は、八ッ場ダム建設に関しての東京電力株式会社への補償については、建設に要する費用の概算額約4600億円に含まれているとしている。東京電力株式会社の補償により建設に要する費用の概算額が約4600億円からさらにはね上がるとは言えない。

なお、「22.2 m³/秒」は「22.209立方メートル/秒」が正確である。

(10) コについて

利根川流域の11の水資源開発施設が中止又は凍結されたことは認めるが、その余は否認ないし争う。

利根川上流等での水資源開発は、利根川水系における水資源開発基本計画により計画的に行われてきているが、この計画に位置づけられた水資源開発施設について、当該の事業に着手するか継続するか等は、その時点ごとに個別具体的に評価して決定されているものであり、そのため、水資源開発基本計画に位置づけられた施設であっても、奈良俣ダム等のように既に完成した施設もあれば、ハッ場ダム、湯西川ダム等のように必要性を認めて建設が進められている施設もあり、あるいは原告らが指摘するような中止又は凍結されている施設もあるのであって、中止等された水資源開発施設のみを列挙して、水資源開発基本計画に基づくハッ場ダム建設事業等の利根川水系における水資源開発施設を建設する根拠が失われたなどと言っても、意味がない。利根川流域の11の水資源開発施設が中止又は凍結されたということは、むしろ利根川水系における水資源開発に係る計画行政が正常な過程をとっていることを示すものである。

なお、①国の直轄事業のうち、川古ダムの「4,500」は「7,500」が、印旛沼総合開発の「4,469」は「4,360」が、江戸川総合開発事業の「(茨城県)」は「(東京都)」が正しく、江戸川総合開発事業は計画の見直しにより「710」から「240」に変更されており、さらに、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業の「(栃木県、群馬県)」は「(栃木県)」が正しい。③国の補助を受けて各県が行う事業のうち、東大芦川ダムの「864」は「901」が、倉淵ダムの「870」は「1,080」が正しい。

また、「凍結」は「当分の間、本体工事等残工事への着手を見合わせる」というのが正確である。

18 5の(2)について

(1) アについて

認める。

ただし、「基本高水流量」は「基本高水のピーク流量」が、「16,000 m³/秒」は「17,000立方メートル/秒」が、「洪水時に量水標が流出し

た」は「流量観測を行うことができなかった」が正しい。

なお、推定値15,000立方メートル/秒説というのは、昭和24年策定の利根川改修改訂計画の検討過程において、八斗島基準点の最大洪水流量を同基準点上流の3地点（上福島（上利根川）、岩鼻（烏川）、岩泉（神流川））での既往洪水の資料や昭和22年9月洪水の流量観測結果等をもとに、推算された数値の一つである。この数値は、その後、河川断面積のとり方、観測値の精査等の検討を行った結果毎秒16,850立方メートルと推定され、その結果を基に毎秒17,000立方メートルとしたものである。これらの検討過程を経て、昭和24年策定の利根川改修改訂計画では、基本高水のピーク流量を上記の毎秒17,000立方メートル（上流ダムで毎秒3,000立方メートルを調節、河道への配分流量を毎秒14,000立方メートルとする。）とし、これは、昭和40年に策定された利根川水系工事実施基本計画に引き継がれ、八斗島地点の基本高水のピーク流量を毎秒17,000立方メートルとしていた。

その後、昭和55年には、利根川流域の経済的、社会的発展に合わせて、利根川の出水特性の検討を行い、八斗島上流の河川整備の進展等を考慮して、同年12月19日に改定された利根川水系工事実施基本計画において、八斗島地点における基本高水のピーク流量を毎秒22,000立方メートル（上流ダムで毎秒6,000立方メートルを調節、河道への配分流量を毎秒16,000立方メートルとする。）としたものである。

(2) イについて

八斗島基準点の洪水流量は、カスリン台風後、キティ台風時10,500立方メートル/秒であったことを除けば10,000立方メートル/秒に届いたことがないこと、昭和26年（1951年）以降の最大流量が平成10年（1998年）の9,220立方メートル/秒であったことは認めるが、その余は否認ないし争う。

カスリン台風時は利根川の上流にあたる群馬県で浸水被害が生じているが、洪水流量毎秒16,850立方メートル(約17,000立方メートル)は、この時に八斗島地点より上流の3地点の流量から推定した洪水流量であり、上流の群馬県内で氾濫したことにより流量が低減された状態を前提とした流量である。したがって、洪水調節施設がない場合の流出計算により求められた毎秒16,850立方メートル(約17,000立方メートル)と八斗島上流における河川整備の進展等を考慮して定められた基本高水のピーク流量毎秒22,000立方メートルとを比較するのは適切ではない。

また、八斗島地点における基本高水のピーク流量毎秒22,000立方メートルは、河川管理者である国土交通省が、200分の1確率規模の洪水流量(200年に一度おこり得る計算上算出される河川の最大流量。利根川水系では、洪水防御対象地域の重要性等から200分の1とされている。)毎秒21,200立方メートルと昭和22年9月のカスリン台風時の実績降雨から算出した流量毎秒22,000立方メートルの双方を考慮し、平成9年法律69号による改正前の河川法16条に基づく河川審議会の意見を聴いて、昭和55年12月19日の利根川水系工事实施基本計画において定められているものであり、根拠のない架空の洪水流量ではない。

(3) ウについて

カスリン台風と同様な降雨が利根川流域にあった場合の八ッ場ダムの洪水調節効果についてのシミュレーションにおいて、八ッ場ダム地点の最大流量が1,240立方メートル/秒であり、その出現時刻が八斗島地点のピークに達する時間より12時間早いこと、カスリン台風と同様な降雨の場合には八斗島地点の最大洪水流量に対する低減効果はゼロに近いことは認めるが、その余は否認しないし争う。

一般に河川の治水に関する計画は、降雨の地域分布や降り方のパターンが様

々であるため、ひとつの降雨パターンで計画を立てるものではなく、様々な地域分布の降雨パターンを想定して策定されるものであり、我が国で最大の流域面積を有する利根川についても、河川管理者である国土交通大臣が、利根川上流域における様々な降雨パターンを想定して計画を策定している。

利根川の支流吾妻川に計画されている八ッ場ダムの洪水調節効果については、31の洪水時の降雨パターン（過去の実績降雨から降雨の地域的分布状況、時間的分布状況が把握できている一定期間における八斗島地点流域の平均3日雨量が100ミリメートル以上のときの降雨パターン）を基に超過確率1/200の降雨量（200年に一度起こり得る計算上算出される最大降雨量）の洪水調節効果を試算すると、最大で毎秒約1,500立方メートル、平均で（試算によって得られた31洪水時の洪水調節量の単純平均）毎秒約600立方メートルである（乙25号証）。

カスリン台風では、吾妻川流域の降雨量が他の流域に比べて少なかったため、その低減効果がゼロに近いが、他の降雨パターンでは上記のとおり効果が見込まれるのであるから、カスリン台風と同様の降雨による計算結果のみで評価するのは適切ではない。

さらに、八ッ場ダムの計画されている利根川水系吾妻川は流域面積が約1,360平方キロメートルで、基準点八斗島の上流域約5,110平方キロメートルのほぼ1/4を占めているが、吾妻川流域の洪水調節ができるのは八ッ場ダムのみである。しかも、八ッ場ダムの洪水調節容量は、利根川の既設ダムの中で最大であり、利根川上流の既設6ダムの洪水調節容量全体の約6割に相当する。そのため、八ッ場ダムは、他の既設ダムと相まって八斗島上流での効果的な洪水調節を可能とし、利根川水系全体の治水上の安全確保に寄与するものである。

茨城県にとっては、河川改修や八ッ場ダムを含めた利根川水系の上流ダム群により、洪水被害を軽減して利根川の治水上の安全を確保することが非常に重要な課題なのであり、『本件ダムが利根川の中流・下流の治水に貢献すること

はありえず、ましてや、茨城県が本件ダムによって治水上「著しく利益を受ける」などという関係はありえない』という主張は、到底認められるものではない。

(4) エについて

否認ないし争う。

八ッ場ダムより上流にある3つの観測所（田代、応桑、小雨）が観測史上1日あたり最大の降雨量を観測したのは、昭和34年（1959年）8月13日であったことについては、認める。ただし、「283.3mm」は「238.3mm」が正しく、また、「8,280 m³/秒」は水位から流量を推定した値である。

吾妻渓谷の洪水調節機能（河道貯留効果）については、河川工学の一般論として、河道は洪水の流路経路となるほか、河道貯留効果もあるとされるが、下流の河川の状況を勘案したきめ細かいダム操作を行って流量を調節する八ッ場ダムの洪水調節機能を、吾妻渓谷の洪水調節機能で代替させるようなことは、全くできない。

19 5の(3)について

(1) アについて

吾妻川は強酸性河川が流れ込むため、その主因である白砂川の支川湯川水系に石灰を投入して水質を中和する工場2箇所（草津工場と香草工場）と中和生成物を生成・沈殿させる品木ダムが既に作られていることは認めるが、その余は否認する。

品木ダムは中和生成物を生成・沈殿させるためのものであり、管理者の国土交通省は、当該ダム機能の維持、回復を図るため浚渫を実施するとともに、新たな土捨場の整備、貯砂ダムの新設等を進めることとしており、品木ダムの貯水池が堆砂で満杯状態になり、八ッ場ダムが沈殿池の役割を果たすようになる

というようなことはない。

(2) イについて

ハッ場ダムの堆砂容量として100年分の1750万立方メートルの容量があることは認めるが、その余は否認ないし争う。

前述のとおり品木ダムの貯水池が堆砂で満杯状態になることはない。また、当然のことながらハッ場ダムにおいても適正なダム管理が行なわれるので、ハッ場ダムの治水、利水機能が失われることはない。

20 5の(4)について

(1) アについて

否認する。

シーティング節理（上に載っていた岩が除かれたことによる圧力の解放や風化に伴って生じる地表面におおむね平行な割れ目）については、現地調査により、吾妻川河床の上方にその存在が認められるが、河床から下方には、これまでのボーリング調査や透水試験の結果からダムの基礎岩盤の対象となる範囲に問題となるようなものは存在しない。

シーティング節理等透水性の高い箇所の遮水性の確保については、技術的に対応可能（遮水剤の注入等）であるため、問題はない。

(2) イについて

「建設省河川砂防技術基準（案）」において、「ダムの基礎地盤は、堤体から伝達される荷重に対して安全であるとともに、貯水池からの浸透流に対して所要の遮断性を有するよう設計するものとする」（同基準（案）第4節の4.1「基礎地盤の設計の基本」）とされていることは認めるが、その余は否認ないし争う。

「同基準（案）解説」の透水性の許容基準（ルジオン値）は地盤改良後の値

であり、改良前の岩盤の透水性を評価するものではなく、原告らの主張は的はずれな主張である。

また、昭和45年6月10日の衆議院地方行政委員会においては、昭和45年までの調査結果により、吾妻溪谷の上流側及び下流側の2つのダムサイト候補地のうち上流側の候補地でのダム建設は技術的な問題があるとしていたが、文化庁と協議した結果、名勝吾妻峡を保全するため、昭和61年7月に策定された八ッ場ダム建設に関する基本計画において、ダムサイトの位置を上流側と決定したものである。この建設位置の決定は、国土交通省の詳細な地質調査結果に基づいたものであるが、同省は上流側にダムサイトの位置を決定しても技術的に対応は可能であるとしており、問題はない。

(3) ウについて

否認ないし争う。

国土交通省は、遮水剤を注入する対策工事については、「グラウチング技術指針(案)」(国土交通省監修)に基づいて施工を行うこととしている。この工事は、他のダムでも実績が認められている確実な遮水対策である。

(4) エについて

否認ないし争う。

地すべりの危険性については、国土交通省は、地質や地すべりの専門家からなる「八ッ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会」を設けて、貯水池周辺の地すべりや地質についての調査・検討を実施してきており、その結果、貯水池周辺の3箇所において地すべり対策が必要と判断され、今後対策工事を実施することとしている。

また、国土交通省は、今後ダム貯水池の湛水にあたっては、事前に貯水池全域を対象に再検討を行い、上記委員会の意見を聞きながら、必要な箇所での動態観測等を実施することとしており、十分な安全確保が図られるものである。

21 5の(5), (6) 及び(7) について
争う。

22 6について
認める

23 7について
争う。

ハツ場ダムは、本県の一部が流域となっている利根川の洪水被害を軽減するとともに、県南及び県西地域の水道用水を確保するために必要不可欠の施設であり、本県としては、同事業の推進を図る必要があるものである。

以上